

令和2(2020)年度独立行政法人日本学術振興会藤田記念医学研究振興基金
研究助成事業募集要項

令和2(2020)年4月8日
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

日本学術振興会藤田記念医学研究振興基金は、医学の研究の進展に資するため、故藤田登氏の遺族から寄せられた寄付金をもって設置され、医学分野のうち主として外科系医学における研究を助成する事業を行う。

2. 応募資格

本研究助成は、次の応募資格(A)、(B)に分けて募集する。

●応募資格(A)

我が国の科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関に所属する医学関係の若手研究者で次に該当する者

令和元(2019)年度に科学研究費助成事業による助成を受けた者のうち、

- ・平成28(2016)年度「若手研究(B)」採択者で4年間の研究期間が終了する者(※1)
- ・平成29(2017)年度「若手研究(B)」採択者で3年間の研究期間が終了する者(※1)
- ・平成30(2018)年度「若手研究」採択者で2年間の研究期間が終了する者(※1)

について、外科学関係のうち、①「外科学一般および小児外科学関連」、②「消化器外科学関連」、③「心臓血管外科学関連」、④「呼吸器外科学関連」、⑤「脳神経外科学関連」、⑥「整形外科学関連」のいずれかの申請科目(※2)を選択して本基金に応募する者。

(※1)令和元(2019)年度末で研究期間が終了する予定の者が、研究期間を令和2(2020)年度以降へ延長した場合は、本基金の応募資格を失います。

(※2)科学研究費助成事業「審査区分表(平成28年12月22日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)」を参照してください。

●応募資格(B)

災害拠点病院に指定されている医療機関(※3)に所属する医学関係の若手研究者(※4)で、外科学に関する臨床研究(※5)を対象として本基金に応募する者。

応募資格(B)は、1機関(1研究機関番号)あたり、申請できるのは1件とする。

(※3)災害拠点病院に指定されている医療機関のうち、以下の全てを満たす機関を対象とする。

- ・国(医療法の適用上の国)、都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立学校法人及び私立学校法人以外が開設する機関
- ・病床数200床以上の医療機関

・府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究機関番号を持ち、採択された場合に、助成金の管理及び経理事務について、申請者から委任を受け、機関管理を行うことができる事務体制を有する医療機関

(※4) 応募資格に年齢制限は付さないが、採択にあたっては、応募資格(A)に準じた若手研究者を優先する。

(※5) 「外科学一般および小児外科学関連」、「消化器外科学関連」、「心臓血管外科学関連」、「呼吸器外科学関連」、「脳神経外科学関連」、「整形外科学関連」のいずれかの申請科目を選択してください。なお、申請科目については科学研究費助成事業「審査区分表(平成28年12月22日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)」を参照してください。

なお、本基金に採択された場合、申請者は、次のことについて遵守・実施することが求められます。そのため、申請者は所属機関の承認を得た上で申請しなければなりません。

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」
- ・社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報への取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく措置及び届出等を行うこと(別添参照)

3. 採択者の重複制限

応募資格(A)については、本基金の令和2(2020)年度採択者(令和2(2020)年7月下旬頃決定)が、令和2(2020)年度科研費に採択された場合は、本基金の助成は行わない。なお、該当者は所属機関を經由して、速やかにその旨申し出ることとする。

4. 採択予定件数及び助成金額

応募資格(A)、(B)それぞれについて、採択を予定している。件数は応募資格(A)、(B)合計10件以内とし、1件につき100万円程度を交付する。

5. 研究期間

この研究助成金による研究期間は、令和2(2020)年8月1日～令和3(2021)年3月31日までとする。

6. 研究助成の対象となる研究経費

- (1) 研究助成の対象となる研究経費は、研究計画の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とする。
- (2) 研究経費は、消耗品費、旅費(国際会議・セミナー等で研究発表するための外国旅費を含む。)、謝金(アルバイト賃金)、その他(印刷費、会議費、レンタル費用、投稿料等)とする。なお、設備備品を購入する必要がある場合は、研究計画との関連を具体的に申請書に明記すること。

7. 申請手続

この研究助成金の交付を希望する者は、次の書類を所属機関長を経由して本会に提出すること。

(1)提出書類

申請書……………正本1部(片面印刷、クリップどめ、使用用紙はA4判に限る。)

- ・申請書様式については日本学術振興会ホームページからダウンロードすること。

(<http://www.jsps.go.jp/nw/fujita/index.html>)

- ・ 所定の様式の改変・頁の追加は認めません。

- ・ 「研究課題名」は40字以内とし、英数字等を半角で使用した場合も、1字としてカウントします。

例：30〈半角〉 30〈全角〉 → どちらも2文字としてカウント

なお、応募資格(A)の場合、科研費での研究と同テーマである必要はありません。

- ・ 申請書の承認書に記載・押印する「所属機関長」は下記のとおりです。

応募資格(A)の場合：大学の場合、「学部長」や「研究科長」や「附属病院長」ではなく「学長」。

応募資格(B)の場合：所属機関(医療機関を開設する法人)の長。ただし、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究機関番号」を法人ではなく、所属機関(医療機関)が有している場合は、医療機関(病院等)の長としても可。

(2)申請書受付期間

令和2(2020)年4月3日(金)～5月15日(金)必着

(書留等、配達証明が可能な方法にて送付のこと)

(3)申請書等提出先・連絡先

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-3-1(麹町ビジネスセンター7階)

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課 藤田記念医学研究振興基金担当

TEL:03-3263-1699 FAX:03-3263-1716 e-mail : kifu@jsps.go.jp

8. 審査及び結果の通知

本基金の運営委員会において審査し、その結果(採択・補欠・不採択)を本人及び所属機関長に通知する。

(令和2(2020)年7月下旬予定)

9. 研究概要報告

(1) 研究助成金の交付を受けた研究者は、令和3(2021)年4月23日(金)までに研究概要報告書を所属機関を経由して本会に提出すること。

(2) 研究助成金の交付を受けた研究者は、本事業により行った研究成果を学会誌等で発表すること。なお、その場合は、本基金の助成を受けた旨を明示すること。また、その写しを所属機関を経由して本会に提出すること。

(3) 研究助成金については、研究期間内に執行すること。交付された研究助成金について、未執行額が発生した場合には、未執行額の返還をしていただきますので、研究概要報告書の会計報告により本会に連絡すること。

10. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本研究助成事業の業務のみに利用する。

なお、採択課題については、本会のホームページ等において、申請者氏名、所属・職名、申請科目、研究課題名を公表する。

(<http://www.jsps.go.jp/j-donation/fujita.html>)

11. オープンアクセス化の推進

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する研究資金による論文は原則としてオープンアクセスすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合には、この限りではありません。

○日本学術振興会(実施方針)

URL: https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1:オープンアクセス化とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすることをいう。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバーク)(※1)後(例えば6ヶ月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2)又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ)(※3)することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者がオープンアクセス掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 エンバーク

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネット上のアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 機関リポジトリ

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 セルフアーカイブ

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属研究機関)が、Web(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

以上

- 1 ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策や動物愛護等の観点から法令や指針等により必要な手続が定められているので、申請者は、関係法令・指針等に従って研究を進める必要があり、所属機関は、申請者が関係法令・指針等に従って研究を進めているかどうか確認するとともに、承認・確認・届出等の事務を行う必要があります。
- 2 関係法令・指針等により必要な手続が定められている主なものは、次のとおりです。これらの法令等の詳細な情報については、文部科学省ホームページ「ライフサイエンスの広場」(<http://www.lifescience.mext.go.jp/policies/joho.html>)や厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>)から入手できます。

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	○ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
人を対象とする医学系研究	○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(文部科学省) ○特定胚の取扱いに関する指針(文部科学省)
ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究	○ヒトES細胞の樹立に関する指針(文部科学省、厚生労働省) ○ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針(文部科学省)
ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究計画	○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(文部科学省)
生殖補助医療研究	○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)
遺伝子治療臨床研究	○遺伝子治療臨床研究に関する指針(文部科学省、厚生労働省)
遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)、当該法律に基づく関係省令等
病原体等を使用する研究を含む研究計画	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(厚生労働省)
動物実験を含む研究	○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省) ○厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)

- 3 上記以外にも、研究内容によって、法令や指針等が定められている場合がありますので、遺漏のないよう留意してください。